

01	13	解析・レポート化	再精密調査。解析・レポート化
02	14	第6回報告書。第7回アンケート調査	既存添加物集計報告書
03	15	再精密調査	既存添加物生産アンケート調査
04	16	解析・レポート化	解析・レポート化
05	17	第7回報告書。第8回アンケート調査	既存添加物集計報告書
06	18	再精密調査(予定)	既存添加物生産アンケート調査(予定)
07	19	解析・レポート化(予定)	再精密調査、解析・レポート化(予定)
08	20	第8回報告書。(予定)	既存添加物集計報告書(予定)

(記) 本調査研究は年度作業として行われている。したがってレポート作成作業は前年から行われ翌年3月31日付報告書作成年となる。

本調査研究の報告書は昭和57年以来指導・継続されている藤井正美前神戸大学薬学部教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究グループによる。

生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究グループ (平成18年3月現在)

リーダー 藤井 正美 前神戸学院大学 薬学部 教授
グループ員・研究事務委任受託者

高野 靖 日本食品添加物協会 専務理事
グループ員 浅野 貞男 前日本食品添加物協会 常務理事・技術委員長
同 石井 健二 前日本食品添加物協会 常務理事・安全性委員長
同 大畑 育雄 日本食品添加物協会 技術委員
同 小見 邦雄 前日本食品添加物協会 常務理事・技術委員長
同 川本 明男 前日本食品添加物協会 専務理事
同 北村 利雄 前日本食品添加物協会 技術委員
同 香田 隆俊 日本食品添加物協会 専門委員
同 塩見 利紀 前日本食品添加物協会 技術委員
同 高橋 仁一 日本食品添加物協会 常務理事・技術委員長
同 平川 忠 日本食品添加物協会 常務理事・安全性委員長
同 福江 紀彦 前日本食品添加物協会 専務理事
同 湯川 宗昭 前日本食品添加物協会 技術委員

以上

1. 調査方法及び調査結果

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造・輸入業者に調査表を送付し食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの、自家消費されたもの）の種類・生産・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則 別表第2に掲げられている添加物）について平成16年度の生産・販売・使用を対象に調査を行った。

この指定添加物を対象とした調査は昭和59年第1回報告を行って以来、3年毎に行われ、今回は第8回の調査となる。

1. 平成17年度調査

(1) 調査法 アンケート方式（資料Ⅰ：送付調査資料一式）

(2) 調査対象年度 平成16年度

(3) 調査対象 指定添加物351品目

(4) 調査内容

- ① 業務の形態
- ② 製造又は輸入した品目名
- ③ 食品添加物としての出荷量及び自家消費量
- ④ 食品添加物原料としての使用状況
- ⑤ 食品用としての使用量
- ⑥ 輸出量
- ⑦ 食品以外への使用分野

(5) 調査対象製造所

原則として、平成12年に厚生省生活衛生局食品化学課が調査を実施し作成した「食品添加物製造（輸入）業者名簿」（平成12年1月現在）を使用し、指定添加物の製造または輸入の営業の申請を行っている業者の全製造所、および第7回までの調査、追調査で追加された業者を対象とした。

複数の事業所を有するところは本社でまとめて報告してもらった。（資料Ⅱ：第8回調査 調査表送付先リスト）

2. 調査表回収結果

(1) 回収結果

	第7回			第8回
	平成14年度	平成15年度	合計	平成17年度
発送	500	137	508	1,059
回収	369	69	438	743
回収率(%)	73.8	48.9	86.2	70.2

(3) 回収率の比較(%)

	第2回 (昭和62年対象)	第3回 (平成元年対象)	第4回 (平成4年対象)	第5回 (平成7年対象)
回収率	62.7	89.3	90.8	90.4
	第6回 (平成10年対象)	第7回 (平成13年対象)	第8回 (平成16年対象)	
回収率	89.0	86.2	70.2	

調査票の回収成績は上記の通りであるが、今回も第1次調査としては前回と同様の水準である。来年度実施する予定の追調査により、最終的には90%近い回収率を維持することを目指したい。

3. 調査表集計上での問題点

本調査も7回を重ねて調査票への記入の間違いは減少しているが、不注意で単位を間違っているもの等の記入ミスが散見された。電話連絡等で出来るかぎり修正を行った。

また、第7回調査まで回答があり、かつ、今回 回答のない企業・事業所があること、回答のあったものについても、出荷量が記入されていて、純食品向け出荷量ナシとしているものがあり、判断によっては集計結果に影響する可能性がある。この点について追調査による正確な内容把握が必要である。

4. 調査結果

回収された調査票もとにデータをコンピュータ入力し集計を行い下記の集計票を作成した。

集計1 用途別 名称と全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計2 食添番号順 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計3 食品添加物名別 食添以外の用途調べ

今回と前回（第7回）の調査結果を対比し、来年度に予定している追調査について問題点などを摘出した。

全般に、企業再編あるいはOEM生産などが進行しており、また、輸入食品が増大しているため、適切な調査先を把握する努力が必要である。

以上

2. 資料

資料 I

調査資料一式

平成17年11月

生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定
指定添加物製造・輸入出荷量調査 資料一覧

この封筒には下記の資料等が同封されておりますのでご確認下さい。
もし不足のある場合には、恐縮ですが、下記にご照会下さい。

* 同封資料等

1. 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 挨拶
2. 指定添加物製造・輸入出荷量実態調査要領
3. 調査票Ⅰ記入要領
4. 調査票Ⅰ
5. 調査票Ⅱ記入要領
6. 調査票Ⅱ
7. 返信用封筒

* 照会先：

〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町1-3-9
日本橋三英ビル三階
日本食品添加物協会 (担当、高野、高橋)
Tel: 03-3667-8311
Fax: 03-3667-2860
e-mail: ya-takano@jafa.gr.jp

本調査票の宛名となっている方が異動等でご不在の場合には、業務を
継承された方がご対応頂きますようお願いいたします。

平成17年11月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
伏見 環

拝啓 時下益々御清祥の事とお慶び申し上げます。

食品添加物の衛生確保につきましては日頃より格別の御配慮を頂き感謝しております。

さて、近年食をめぐる環境は、食糧供給の海外依存度の増勢、加工食品・調理済み食品等の利用増加、喫食趣向の多様化など、大きく変化してきております。かかる折、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上極めて重要なことでもあります。

厚生労働省は厚生労働科学研究補助金(食品の安全性高度化推進事業)の分担研究として「わが国における食品添加物生産量統計とその国際比較」(分担研究者：国立医薬品食品衛生研究所薬品部第一室 四方田千佳子室長)を行なっています。この事業を推進するために、昭和59年以来、3年ごとに、食品添加物製造業者を対象に食品添加物の製造・輸入量について調査を行ってまいりました。本調査では全国約500製造所より御回答をいただき、その前年度における指定添加物(食品衛生法施行規則別表第1に掲げられている添加物)品目ごとの食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算定いたしております。

今般、最新の添加物使用量、摂取量を算出するために、同研究班により第8回の調査を実施することと致しました。

御多用中誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解のうえ、是非とも御協力いただきますようお願い致します。

敬具

指定添加物製造・輸入出荷量実態調査要領

本調査は、平成17年度厚生労働科学研究補助金(食品の安全性高度化事業)の分担研究「わが国における食品添加物生産量統計とその国際比較」として実施するものであり、藤井正美元神戸大学教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究班によって行われるものであります。集計された調査結果の公表を予定していますが、記入される事項が企業別に公表されることはありません。また、記入表は所定の整理終了後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が回収いたします。

1. はじめに

本調査は、「指定添加物」の需要の実情を把握し、規格化その他所要の行政対応の基となる資料を得るための調査です。即ち、事業者が1年間に製造し、あるいは輸入し、出荷している指定添加物の食品向けの製造出荷量、および輸入出荷量の状況を事業者別アンケートによって調査を行うものです。

この調査は3年おきに行われておりまして、過去7回行われています。今回は平成14年度及び15年度に行った調査において、実際に製造・輸入していると回答された事業者の方々を中心にその後の行政庁把握の製造輸入届出企業名簿によって修正及び追加を行い、生産、実需の実態調査を行うことになりました。

関係各位の格別の御協力をお願いする次第です。

2. 調査の対象になる「指定添加物」の範囲

本調査の対象品目は

①食品衛生法施行規則別表第1に記載されている指定添加物全品目であって、[食品添加物]の文字が表示されて出荷されたもの、添加物製剤の製造に自家使用されたもの及び、食品製造用に自家使用されたもの。

②上記の食品添加物が配合された製剤で、食品添加物製剤として輸入されたもの。

3. 調査の対象期間

平成16年4月から平成17年3月までの1年間と致します。貴社の事業年度がこれと異なる場合は、平成16年4月1日を含む1年間としていただいても結構です。

4. 調査票の記入及びお問い合わせについて

調査票は、記入要領及び記入例にしたがって記入してください。回答に際しては、製造所ごとでなく、全社分を本社などで取りまとめて提出していただくようお願いし

ます。

なお、この調査は実需量の把握であり、製造及び輸入によって国内に供給される各添加物量ですので、添加物を購入し製剤化または小分け販売などの場合、あるいは該当品目がない場合には、①「該当品なし」に○印、および企業名、住所を記入した「調査票Ⅰ」の 1 のみ返送をお願いします。

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記宛て御照会下さい。

(照会先) 〒103-0012

東京都中央区堀留町1-3-9 日本橋三英ビル3階

日本食品添加物協会 (担当：高野、高橋)

TEL: 03-3667-8311 FAX: 03-3667-2860

e-mail: ya-takano@jafa.gr.jp

5. 回答期限

調査票は 平成17年 12月 22日迄に 同封の封筒を使用して、下記宛て返送いただきますようお願いいたします。

(回答送付先) 〒100-8782

東京都中央郵便局私書箱 第1731号

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

以 上

調査票 I 記入要領

調査票 I は、指定添加物名（食品衛生法施行規則表第 2 に記載された食品添加物品名）に番号を付けた一覧表です。本調査の趣旨でいう食品添加物原体系、この一覧表のいずれかの品名に該当します。各欄の該当するところに○印を付して下さい。

本調査の調査対象機関は、平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）としますが、貴社の会計年度が異なる場合には、平成 16 年 4 月 1 日を含む年度を対象期間として下さい。

[1] 必ず記入して下さい。

企業名 〇〇〇〇(株) 電話番号 (012) (345) (678) 内線 999 企業番号 10001

所在地 〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇部 記入者氏名 〇〇〇〇

担当なし

[3] すべての添加物品名について、製造も輸入も購入もしていない場合、○印を記入して下さい。

[4] ①製造 下記のいずれかに該当するときは、○印を付してください。

- 貴社で、合成原料、食品添加物（新たな食品添加物を製造するための原料として）または天然原料を使用し、合成、培養、抽出、精製などの操作を加え、規格基準に適合する食品添加物原体系として製造している食品添加物原体系。
- 貴社で、化学薬品を購入して精製し、貴社で規格基準に適合する食品添加物原体系とされている食品添加物原体系。

②輸入 下記のいずれかに該当するときは、○印を付してください。

- 貴社で、日本で指定されている食品添加物原体系として輸入している食品添加物原体系。
- 貴社で、食品添加物製剤を輸入しているが、その中に日本で指定されている食品添加物原体系として含まれている食品添加物原体系。

[5] ③使用 下記に該当するときは、○印を付して下さい。

貴社が○に○印を付した食品添加物を製造するために、貴社でその原料として製造している食品添加物原体系。

④購入 下記に該当するときは、○印を付して下さい。

貴社が○に○印を付した食品添加物を製造するために、その原料として購入（輸入も含む）している食品添加物原体系。

[6] 水酸化カリウム など、*印が付された食品添加物は、調査票Ⅱの調査事項Ⅱ以降の数量をご記入の際、ご留意いただきたい食品添加物で、その際には、調査票Ⅱ記入要領の別添資料をご覧ください。

[7] ピロ亜硫酸カリウム など、*印が付された食品添加物は、調査票Ⅱの上欄の食品添加物名をご記入の際、調査票Ⅱの記入要領にご注意下さい。

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入	⑤輸入
1-1	亜硫酸塩 (グルコン酸亜塩)						
1-2	亜硫酸塩 (経腸亜塩)						
2	亜硫酸ナトリウム	70%					
3	亜硫酸亜鉄						
4	アジピン酸						
5	亜硝酸ナトリウム						
6	レ-アスコルビン酸						
7	レ-アスコルビン酸 2-グルコン酸						
8	レ-アスコルビン酸 5-グルコン酸						
9	レ-アスコルビン酸 2-グルコン酸 エステル						
10	レ-アスコルビン酸 5-グルコン酸 エステル						
11	レ-アスコルビン酸 2-グルコン酸 エステル						
12	レ-アスコルビン酸 5-グルコン酸 エステル						
13	アスコルチン						
14	アセト酢酸ナトリウム						
15	アセト酢酸						
16	アセトン						
17	アミノアルデヒド						
18	アミノアルコール						
19	α-アミノ酸						
20	DL-アラニン						
21	亜硝酸ナトリウム						
22	レ-アルギニン-β-グルタミド						
23	アルギニン						
24	アルギニン-β-グルタミド						
25	安息香酸						
26	安息香酸ナトリウム						
27	アントラニル酸						
28	アノニン						
29	イオニン						
30	イオン交換樹脂						
31	イソマルトール						
32	イソオクタール						
33	イソブチルアルコール						
34	イソブチル酸						
35	イソブチル酸ナトリウム						
36	イソブチル酸 2-メチル						
37	イソブチル酸 3-メチル						
38	イソブチル酸 2-メチル エステル						
39	レ-イソロイシン						
40	5'-イソファン酸						
41	イマチリン						
42	インドール及びその誘導体						
43	5'-カリジール酸						
44	γ-グルタマール						

[12] 宛名シール上の「企業番号」 を記入して下さい。本社で各製造所のももまともめられたときには、各製造所の企業番号も欄外に記入して下さい。

51	エーテル類
52	エリフリン酸
53	エリフリン酸ナトリウム
54	エリフリン酸カルシウム
55	塩化アンモニウム

[15] ③使用 下記に該当するときは、○印を付して下さい。

貴社が○に○印を付した食品添加物を製造するために、貴社でその原料として製造している食品添加物原体系。

④購入 下記に該当するときは、○印を付して下さい。

貴社が○に○印を付した食品添加物を製造するために、その原料として購入（輸入も含む）している食品添加物原体系。

76	キシリトール
77	5'-グアニル酸
78	クエン酸
79	クエン酸イソプロピル
80	クエン酸 2-カリウム
80-2	クエン酸 3-カリウム
81	クエン酸カルシウム

91	グルコノアルタラクトン
92	グルコン酸
93	グルコン酸ナトリウム
94	グルコン酸カルシウム
95	グルコン酸塩一酸

調査票Ⅱ 記入要領

調査票Ⅱは、「指定添加物原体」としての出荷量および自家消費量を調査するものです。調査票Ⅰの記入欄①製造又は②輸入に○印を付された食品添加物原体の貴社における平成16年度（原則として、平成16年4月1日～平成17年3月31日としますが、貴社の会計年度が異なるときは、平成16年4月1日を含む1年間）について、以下の調査事項にお答え下さい。

まず、「企業番号」、「企業名」、「食品添加物の番号」、「食品添加物の名称」を記入して下さい。

調査票Ⅱは、該当する食品添加物原体毎に1枚宛使用して下さい。足りないときは、複写して記入願います。

調査票Ⅰの一覧表で**印の付された食品添加物（亜鉛塩類、銅塩類および一部のタール系の色素）には、それぞれ二つの食品添加物が含まれています。個々の食品添加物毎に1枚の調査票を使用し、「食品添加物の番号」欄には、その番号と①又は②の区分を記入し、「食品添加物の品目」欄には、個別品目を記入して、他の①製造、②輸入に○印を付された食品添加物同様に、以下の調査事項にお答え下さい。

調査事項Ⅰ 製造・輸入形態調べ

標題の食品添加物原体の貴社の製造、輸入、販売および使用の状況は、次の項目のどれに該当しますか。該当する番号すべてについて、調査事項Ⅰの番号欄の下欄に○印を付して下さい。

1. 自社で食品添加物原体として製造（国内他社より化学薬品を購入し、規格検査を行い、食品添加物原体とする場合を含む。以下同じ。）し、食品添加物として販売している。
2. 自社で食品添加物原体として製造し、食品添加物として自社の食品製造に使用している。（自社で一旦、食品添加物製剤としてから自社の食品製造に使用する場合も含む）
3. 自社で食品添加物原体として製造し、この食品添加物を用いて自社の別の食品添加物原体を製造、販売している。

又国内から化学薬品又は食品添加物原体を購入し、本品を用いて自社の別の

食品添加物原体を製造，販売している。

4. 自社で食品添加物原体として製造し，食品添加物として自社の食品添加物製剤の原料として使用して，その製剤を販売している。
5. 海外から我が国の規格に適合する食品添加物原体を輸入している。または、海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，規格検査を行い，我が国の食品添加物原体として製造，販売している。
6. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，規格検査を行い，我が国の食品添加物原体として自社の食品製造に使用している。
7. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，本品を用いて，自社の別の食品添加物原体を製造，販売に使用している。
8. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，規格検査を行い，我が国の食品添加物原体として自社の別の食品添加物製剤の原料として使用して，その製剤を販売している。
9. 海外から，この食品添加物原体を含む食品添加物製剤を輸入し，販売、または自社の食品製造に使用，または自社の別の食品添加物製剤の原料として使用して，その食品添加物製剤を販売している。

調査事項Ⅱ 食品添加物原体としての出荷量および自家使用量調べ

標題の食品添加物原体の貴社のお荷量および自家使用量の総量はどれ位ですか。概数を kg 単位で記入して下さい。記入にあたっては，欄外の [注] もお読み下さい。

1. 実需量を知りたいため，出荷量（輸出量も含む）および自家使用量の総量でお答え下さい。不明の場合は，製造量，輸入量でも構いません。
2. 食品添加物の規格規準に適合しますが，化学薬品（「食品添加物」の表示をしないもの）として，工業用，医薬品用，化粧品用，飼料用などに出荷または自家使用された量を含めないで下さい。
3. 調査事項Ⅱでは，食品添加物原体（「食品添加物」のラベルを貼ったもの）として，食品または食品添加物関連以外の使用（プラスチック容器用，化粧品用など）のために出荷または自家使用された量は含めて下さい。
4. 海外から，この食品添加物原体を含む食品添加物製剤を輸入している場合には，この原体の含有量を計算し，実量を記入して下さい。

5. 自社で食品添加物原体を製造し、他社ブランド「食品添加物」として出荷したのものについては数量に含めて下さい。
6. 他社から食品添加物原体（「食品添加物」の表示のあるもの）として購入した数量は含めないで下さい。特に、自社の「食品添加物」のラベルに貼り替え、又は自社ブランドとして製造委託し出荷した量は含めないようご注意ください。
7. 調査票Ⅰの一覧表に記載された食品添加物の中には、「第7版食品添加物公定書」の成分規格による含有濃度に幅があるものがあります。また、結晶、無水、乾燥などの状態のものもあります。したがって、これらのものの実際に市場で流通している食品添加物原体の濃度はまちまちですので、以降の数量の記載に際しましては、原則として、下記にしたがって下さい。
 - ① 一覧表で無印のもの、および（結晶）、（無水）、（乾燥）の区別のあるものは、「第7版食品添加物公定書」の分子式、分子量、含量を基準に換算して、記入して下さい。
 - ② 「第7版食品添加物公定書」に含量が明記されていないものは、そのままの数量で記入していただいて結構です。
 - ③ 一覧表で*印の付されたものは、別紙の「調査票Ⅱ 記入要領調査事項Ⅱ 別添資料」の基準に換算して、記入して下さい。

調査事項Ⅲ 食品添加物原体の製造に使用した食品添加物原体調べ

標題の食品添加物原体を貴社で製造される場合、その原料として食品添加物原体を使用されたときはその食品添加物原体の種類と使用量を記入して下さい。

調査事項Ⅳ 別の食品添加物原体の製造原料としての使用調べ

貴社が製造または輸入された標記の食品添加物原体を、貴社または他社が別の食品添加物原体の製造原料として使用されている場合、その食品添加物原体の番号（調査票Ⅰの一覧表の番号）と使用者の区別を記入して下さい。

調査事項Ⅴ 純食品向け食品添加物原体の出荷量および自家使用量調べ

調査事項Ⅱの貴社の数量のうち、国内で実際に食品の製造、加工、保存などに使用されていると見込まれる概数を記入して下さい。自社の食品への使用量も含めて下さい。調査事項Ⅳの数量は含めないで下さい。記入にあたっては、欄外の〔注〕もお読み下さい。

1. 輸出量は、差し引いて下さい。
2. 食品向け使用とは、次亜塩素酸ソーダのように、食品の殺菌に使用したのちに5～6割が分解される場合でも、最初に使用された量を「食品への使用量」として下さい。即ち、食品に含まれたり、あるいは残留した量ではありません。
3. [注2]は、記入数量の精度に関する調査です。

調査事項Ⅵ 輸出量調べ

調査事項Ⅱの貴社の数量のうち、外国へ食品添加物として年間どれ位輸出されていますか。概数を記入して下さい。なお、製剤にして輸出されている場合には、製剤中のこの食品添加物原体の正味の量を記入して下さい。

輸出されていない場合には記入0、不明の場合には×印を付して下さい。

調査事項Ⅶ 他用途への使用調べ

貴社のこの食品添加物原体(「食品添加物」の表示をしたもの)は、食品添加物としての用途の他にどんな用途に使用されていますか。

ご承知の範囲で、該当する下記の番号をすべてについて、調査事項Ⅶの番号欄の番号を○で囲んで下さい。

食品添加物原体（「食品添加物」の表示をしたもの）として出荷されるもの以外の化学薬品については、記入しないで下さい。

- | | | |
|------------|------------|--------------------|
| 1. 食品添加物原料 | 8. 塗料 | 15. 鉄鋼産業 |
| 2. 医薬品 | 9. プラスチック | 16. 自動車内装部品 |
| 3. 化粧品 | 10. 可塑剤 | 17. その他一般化学薬品 |
| 4. 農薬 | 11. 接着剤 | 18. 発泡剤 |
| 5. 飼料 | 12. 殺菌・消毒剤 | 19. 融雪・融氷剤 |
| 6. 試薬 | 13. ゴム工業薬品 | 20. (用途を適宜記入して下さい) |
| 7. 化成品原料 | 14. 電器製品 | |

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号※			
所在地	担当部門	記入者氏名			

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調 査 票 I

1

No.	品 名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
1-1	亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛)					
1-2	亜鉛塩類 (硫酸亜鉛)					
2	亜塩素酸ナトリウム	70%				
3	亜酸化窒素					
4	アジピン酸					
5	亜硝酸ナトリウム					
6	L-アスコルビン酸					
7	L-アスコルビン酸 2-グルコシド					
8	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル					
9	L-アスコルビン酸ナトリウム					
10	L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル					
11	L-アスパラギン酸ナトリウム					
12	アスパルテーム					
13	アセスルファムカリウム					
14	アセト酢酸エチル					
15	アセトフェノン					
16	アセトン					
17	アニスアルデヒド					
18	アミルアルコール					
19	α-アミルシンナムアルデヒド					
20	DL-アラニン					
21	亜硫酸ナトリウム	無水物				
22	L-アルギニンL-グルタミン酸塩					
23	アルギン酸ナトリウム					
24	アルギン酸プロピレングリコールエステル					
25	安息香酸					
26	安息香酸ナトリウム					
27	アントラニル酸メチル					
28	アンモニア					
29	イオン					
30	イオン交換樹脂					
31	イソアミルアルコール					
32	イソオイゲノール					
33	イソ吉草酸イソアミル					
34	イソ吉草酸エチル					
35	イソチオシアネート類					
36	イソチオシアン酸アリル					
37	イソブタノール					
38	イソブタパノール					
39	L-イソロイシン					
40	5'-イノシン酸二ナトリウム					
41	イマザリル					
42	インドール及びその誘導体					
43	5'-ウリジル酸二ナトリウム					
44	γ-ウンデカラクトン					

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
45	エステルガム					
46	エステル類					
47	2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物					
48	エチルバニリン					
49	エチレンジアミン四酢酸カルシウムニナトリウム					
50	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム					
51	エーテル類					
52	エリソンビン酸					
53	エリソルビン酸ナトリウム					
54	エルゴカルシフェロール					
55	塩化アンモニウム					
56	塩化カリウム					
57	塩化カルシウム	無水物				
58	塩化第二鉄					
59	塩化マグネシウム					
60	塩酸					
61	オイゲノール					
62	オクタナール					
63	オクタン酸エチル					
64	オルトフェニルフェノール					
64-2	オルトフェニルフェノールナトリウム					
65	オレイン酸ナトリウム					
66	過酸化水素					
67	過酸化ベンゾイル					
68	カゼインナトリウム					
69	過硫酸アンモニウム					
70	カルボキシメチルセルロースカルシウム					
71	カルボキシメチルセルロースナトリウム					
72	β -カロテン					
73	ギ酸イソアミル					
74	ギ酸ゲラニル					
75	ギ酸シトロネリル					
76	キシリトール					
77	5'-グアニル酸二ナトリウム					
78	クエン酸	無水物				
79	クエン酸イソプロピル					
80	クエン酸一カリウム					
80-2	クエン酸三カリウム					
81	クエン酸カルシウム					
82	クエン酸第一鉄ナトリウム					
83	クエン酸鉄					
84	クエン酸鉄アンモニウム					
85	クエン酸三ナトリウム	無水物				
86	グリシン					
87	グリセリン					
88	グリセリン脂肪酸エステル					
89	グリセロリン酸カルシウム					
90	グリチルリチン酸二ナトリウム					
91	グルコノデルタラクトン					
92	グルコン酸					
93	グルコン酸カリウム					
94	グルコン酸カルシウム					
95	グルコン酸第一鉄					

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号※				
所在地	担当部門	記入者氏名				

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調査票 I 2

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
96	グルコン酸ナトリウム					
97	L-グルタミン酸					
98	L-グルタミン酸カリウム					
99	L-グルタミン酸カルシウム					
100	L-グルタミン酸ナトリウム					
101	L-グルタミン酸マグネシウム					
102	ケイ皮酸					
103	ケイ皮酸エチル					
104	ケイ皮酸メチル					
105	ケトン類					
106	グラニオール					
107	高度サラシ粉	塩素 60%				
108	コハク酸					
109	コハク酸一ナトリウム					
110	コハク酸二ナトリウム	無水物				
111	コレカルシフェロール					
112	コンドロイチン硫酸ナトリウム					
113	酢酸イソアミル					
114	酢酸エチル					
115	酢酸ゲラニル					
116	酢酸シクロヘキシル					
117	酢酸シトロネリル					
118	酢酸シンナミル					
119	酢酸テルピニル					
120	酢酸ナトリウム					
121	酢酸ビニル樹脂					
122	酢酸フェネチル					
123	酢酸ブチル					
124	酢酸ベンジル					
125	酢酸1-メンチル					
126	酢酸リナリル					
127	サッカリン					
128	サッカリンナトリウム	無水物				
129	サリチル酸メチル					
130	酸化マグネシウム					
131	三二酸化鉄					
132	次亜塩素酸水					
133	次亜塩素酸ナトリウム	塩素 4%				
134	次亜硫酸ナトリウム	85%				
135	シクロヘキシルプロピオン酸アリル					
136	L-システイン塩酸塩					
137	5'-シチジル酸二ナトリウム					
138	シトラール					
139	シトロネラール					
140	シトロネロール					

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
141	1,8-シネオール					
142	ジフェニル					
143	ジブチルヒドロキシトルエン					
144	ジベンゾイルチアミン					
145	ジベンゾイルチアミン塩酸塩					
146	脂肪酸類					
147	脂肪族高級アルコール類					
148	脂肪族高級アルデヒド類					
149	脂肪族高級炭化水素類					
150	シュウ酸					
151	臭素酸カリウム					
152	DL-酒石酸					
153	L-酒石酸					
154	DL-酒石酸水素カリウム					
155	L-酒石酸水素カリウム					
156	DL-酒石酸ナトリウム					
157	L-酒石酸ナトリウム					
158	硝酸カリウム					
159	硝酸ナトリウム					
160	食用赤色 2 号					
160-2	食用赤色 2 号アルミニウムレーキ					
161	食用赤色 3 号					
161-2	食用赤色 3 号アルミニウムレーキ					
162	食用赤色 40 号					
162-2	食用赤色 40 号アルミニウムレーキ					
163	食用赤色 102 号					
164	食用赤色 104 号					
165	食用赤色 105 号					
166	食用赤色 106 号					
167	食用黄色 4 号					
167-2	食用黄色 4 号アルミニウムレーキ					
168	食用黄色 5 号					
168-2	食用黄色 5 号アルミニウムレーキ					
169	食用緑色 3 号					
169-2	食用緑色 3 号アルミニウムレーキ					
170	食用青色 1 号					
170-2	食用青色 1 号アルミニウムレーキ					
171	食用青色 2 号					
171-2	食用青色 2 号アルミニウムレーキ					
172	ショ糖脂肪酸エステル					
173	シリコーン樹脂					
174	シンナミルアルコール					
175	シンナムアルデヒド					
176	水酸化カリウム *	*				
177	水酸化カルシウム					
178	水酸化ナトリウム *	*				
179	スクラロース					
180	ステアリン酸カルシウム					
181	ステアリン酸マグネシウム					
182	ステアロイル乳酸カルシウム					
183	ソルビタン脂肪酸エステル					
184	D-ソルビトール *	*				
185	ソルビン酸					
186	ソルビン酸カリウム					

企業名	電話番号 () () () 内線()	企業番号※			
所在地	担当部門	記入者氏名			

※宛名シール上の「企業番号」を記入してください。

該当なし	
------	--

調査票 I 3

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
187	炭酸アンモニウム					
188	炭酸カリウム(無水)					
189	炭酸カルシウム					
190	炭酸水素アンモニウム					
191	炭酸水素ナトリウム					
192	炭酸ナトリウム					
193	炭酸マグネシウム					
194	チアベンダゾール					
195	チアミン塩酸塩					
196	チアミン硝酸塩					
197	チアミンセチル硫酸塩					
198	チアミンチオシアン酸塩					
199	チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩					
200	チアミンラウリル硫酸塩					
201	チオエーテル類					
202	チオール類					
203	L-テアニン					
204	デカナール					
205	デカノール					
206	デカン酸エチル					
207	鉄クロロフィリンナトリウム					
208	2,3,5,6-テトラメチルピラジン					
209	デヒドロ酢酸ナトリウム					
210	テルピネオール					
211	テルペン系炭化水素類					
212	デンプングリコール酸ナトリウム					
213	デンプンリン酸エステルナトリウム					
214-1	銅塩類(グルコン酸銅)					
214-2	銅塩類(硫酸銅)					
215	銅クロロフィリンナトリウム					
216	銅クロフィル					
217	d1- α -トコフェロール					
218	DL-トリプトファン					
219	L-トリプトファン					
220	2,3,5-トリメチルピラジン					
221	DL-トレオニン					
222	L-トレオニン					
223	ナトリウムメトキシド					
224	ニコチン酸					
225	ニコチン酸アミド					
226	二酸化硫黄					
227	二酸化塩素					

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
228	二酸化ケイ素					
229	二酸化炭素					
230	二酸化チタン					
231	乳酸					
232	乳酸カルシウム					
233	乳酸鉄					
234	乳酸ナトリウム					
235	γ-ノナラクトン					
236	ノルピキシシカリウム					
237	ノルピキシシナトリウム					
238	バニリン					
239	パラオキシ安息香酸イソブチル					
240	パラオキシ安息香酸イソプロピル					
241	パラオキシ安息香酸エチル					
242	パラオキシ安息香酸ブチル					
243	パラオキシ安息香酸プロピル					
244	パラメチルアセトフェノン					
245	L-バリン					
246	パントテン酸カルシウム					
247	パントテン酸ナトリウム					
248	ビオチン					
249	L-ヒスチジン塩酸塩					
250	ビスベンチアミン					
251	ビタミンA * 3	*				
252	ビタミンA 脂肪酸エステル * 3	*				
253	ヒドロキシシトロネラール					
254	ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール					
255	ヒドロキシプロピルセルロース					
256	ヒドロキシプロピルメチルセルロース					
257	ピペロナール					
258	ピペロニルブトキシド					
259	氷酢酸 *	*				
260	ピリドキシン塩酸塩					
261	ピロ亜硫酸カリウム **	*				
262	ピロ亜硫酸ナトリウム **	*				
263	ピロリン酸四カリウム					
264	ピロリン酸二水素カルシウム					
265	ピロリン酸二水素二ナトリウム					
266	ピロリン酸第二鉄 *	*				
267	ピロリン酸四ナトリウム	無水物				
268	L-フェニルアラニン					
269	フェニル酢酸イソアミル					
270	フェニル酢酸イソブチル					
271	フェニル酢酸エチル					
272	フェノールエーテル類					
273	フェノール類					
274	フェロシアン化物					
274-1	フェロシアン化カリウム	無水物				
274-2	フェロシアン化カルシウム	無水物				
274-3	フェロシアン化ナトリウム	無水物				
275	ブチルヒドロキシアニソール					